

人権文化あふれる佐賀県をめざして

佐賀県人権教育・啓発基本方針 (改訂版)

平成18年10月



佐賀県

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の見直しの趣旨等	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
（1）国際的な動向	2
（2）国内の動向	3
（3）本県での取組	4
3 基本方針の基本理念	6
（1）基本理念 共生社会の実現	6
（2）目標 人権文化の創造（人権という普遍的文化の構築）	7
（3）基本姿勢 生涯を通じた人権教育・啓発	8
4 基本方針の性格	8

第 2 章 人権施策の推進方向

1 人権の視点に立った行政の推進	9
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	9
（1）家庭や地域社会	9
（2）学校	12
（3）職場	13
3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	15
（1）行政職員	15
（2）教職員・社会教育関係職員	15
（3）警察職員	16
（4）医療・保健関係者	16
（5）福祉関係者	17
（6）消防職員	17
（7）マスメディア関係者	18
4 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進	18
5 相談・支援・救済の推進	19
（1）相談・支援体制の充実・強化	19
（2）救済体制の整備	19

第3章 分野別施策の推進

1	同和問題	21
2	女性	26
3	子ども	29
4	高齢者	34
5	障害者	37
6	外国人	41
7	患者等	43
8	犯罪被害者等	48
9	インターネットによる人権侵害	50
10	人権に関わるさまざまな課題	52

第4章 推進体制等

1	推進体制等の整備	55
(1)	県の推進体制	55
(2)	国、市町、関係団体等との連携	55
(3)	県民、企業、CSO等との連携	55
2	人権施策の公表と基本方針の見直し	56
(1)	人権施策の公表	56
(2)	施策の点検・評価	56
(3)	基本方針の見直し	56
	注 前回策定後の新たな動きである法令や計画等	57